

最低制限価格制度の導入

最低制限価格制度を平成 26 年 4 月 1 日から導入し、工事毎に算定する最低制限価格を下回る入札は失格とします。

現行	改正後
なし (低入札価格調査制度)	最低制限価格制度 (1)対象工事 予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満 (2)費目の率 ①直接工事費 × 95% ②共通仮設費 × 90% ③現場管理費 × 80% ④一般管理費 × 55% (3)算定式 (①+②+③+④) × 消費税 ⇒1,000 円未満は切り捨て (4)範囲 予定価格の 90%~70% (5)公表 最低制限価格は入札結果で公表 ※予定価格は消費税を含む

【参考】

最低制限価格制度 (予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満の工事に適用)

低入札価格調査制度 (予定価格が 5,000 万円以上の工事に適用)